



王塚古墳のある町

桂川町 けいせんまち
KEISEN TOWN

移住定住支援

結婚新生活支援事業

最終更新日：2023年6月1日

結婚支援や若い世代の移住定住に資する取組みとして、桂川町に住む若い新婚世帯への経済的支援として、新居の取得費用やアパートの家賃、引っ越し・リフォーム費用を補助金として交付します。

1. 補助金の交付要件

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- 1) 令和5年3月1日～令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 2) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- 3) 夫婦の所得の合計額が500万円未満であること。(年収換算 約670万円)
- 4) 夫婦がともに桂川町の住民基本台帳に登録され、夫婦の双方又は一方が新居に住民票を移していること。
- 5) 申請から2年以上継続して居住する意思があること。
- 6) 申請日において、町税等の滞納がないこと。
- 7) 他の公的制度による住宅扶助や家賃補助を受けていないこと。
- 8) 暴力団員でない、又は暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

2. 補助金の額

- 1) 夫婦ともに29歳以下の世帯は、上限60万円
 - 2) 上記以外の世帯は、上限30万円
- ※1) 2) ともに千円未満は切り捨て

3. 申請期間と申請先

【申請期間】 令和5年6月1日～令和6年3月31日の役場開庁時間中 ※補助件数が上限に達し次第受付締切

【受付場所】 桂川町役場企画財政課企画広報係（電話：0948-65-1085）

4. 補助金交付申請手続き

【必要書類】

- 1) 桂川町結婚新生活支援補助金交付申請書
- 2) 住宅手当支給証明書
- 3) 誓約書兼同意書
- 4) 桂川町結婚新生活支援補助金請求書
- 5) 夫婦の直近の所得証明書
- 6) 世帯全員に滞納がないことを証する書類
- 7) 住宅取得費又は家賃の支払いがわかる書類、及び引っ越し費用の領収書等の写し

(該当者により別途必要な書類)

- A) 住居の賃貸借契約書（アパート等賃貸の場合）又は、住居の売買契約書（住宅購入の場合）
- B) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し・・・貸与型奨学金返済者